

監委第3号

令和6年4月22日

羽島市監査委員 松岡 滋

羽島市監査委員 原 一郎

羽島市職員措置請求に係る監査結果について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定に基づく羽島市職員措置請求に係る監査結果を請求人に通知したので、同条第5項の規定により公表します。

## 第1 監査の請求

### 1 請求人

羽島市●●●●●

●●●●

羽島市●●●●●

●●●●

### 2 請求の受付

令和6年2月27日

### 3 請求の趣旨

請求人から提出された請求書の要旨及び事実を証する書面は次のとおりである。  
なお、請求の要旨及び求める措置については原文のまま記載した。

#### 羽島市職員措置請求書

#### 羽島市長に対する措置請求の要旨

##### 1. 請求の要旨

##### (1) 求める措置について

令和5年11月29日、羽島市長は羽島市役所旧本庁舎の解体工事費として5億7千4百万円を羽島市議会に補正予算（令和5年度羽島市一般会計補正予算のうち旧本庁舎・中庁舎債務負担行為補正予算）【予算のうち工事に関する部分の債務負担行為（令和5年12月議会に提出された第94号議案）】として提示し、令和5年12月議会において、当該議案は承認されたことに伴い、令和6年3月議会において、解体工事に係る契約行為の承認を求める予定となっているが、本解体工事にかかる契約の締結及び履行をすること、またそれに関わる公金の支出を行うことは、不当であるので、中止することを求める。なお、解体工事費5億7千4百万円の内訳は、旧本庁舎が4億7千万円、中庁舎が1億4百万円であり、以下理由を述べる。

##### (2) 理由

##### 1 解体理由の不提示

旧本庁舎は、近代日本を代表する建築家で、地元羽島市竹鼻町出身の坂倉準三氏の作品で昭和34年に完成している。翌35年に日本建築学会賞（作品）を受賞し、さらに平成15年に、DOCOMOMO Japan 100選にも選定され、国の重要文化財候補にも挙げられている名建築である。

市は旧本庁舎を解体しようとしているが、解体する合理的理由を示していな

い。合理的理由なく、文化財である建築を解体することは許されない。

## 2 委員会の審議不十分

旧本庁舎の保存・利活用に関し、市は「旧庁舎あり方検討委員会」を立ち上げたが、同委員会には建築学の専門家、文化財の専門家は含まれていなかった。また、同委員会は、解体ありきの審議に終始し、十分な審議がなされない状態で（5回の審議時間は僅か5時間余り、現場見学会を実施せず）、解体することが最良との答申を令和4年2月28日に出した。従って、あり方検討委員会から出された答申は、信頼に足るものではない。

## 3 市長の不回答

DOCOMOMO Japan、あすなろ会、日本建築学会東海支部などから保存に関する要望書を提出したが、市からの回答はなかった。

このような要望書や質問状に対して回答しない市の対応は、説明責任を果たさず、誠実さを欠くものであり決して許されるものではない。

## 4 市長の不適切な面談拒否

市長は市民や建築学や文化財の専門家との面談をこれまで拒否し続けている。その理由として、「市内にゆかりのある方を含めた有識者の方々から構成される旧庁舎あり方検討委員会において協議を頂いていること、更に同委員会からの答申を重んじ、市の責任者としての態度を明らかにするため、建物の保存に賛成・反対を問わず、すべての面談を断っている。」としている。

信頼するに足りないあり方検討委員会の答申を重んじ、建築学や文化財の専門家並びに市民の意見も聞かず、一方的に解体するとした市長の判断は適切な判断であるとは言い難い。

## 5 アンケートは根拠にならないこと

市は市民アンケートを実施し、7割以上の市民が保存に反対していると表明したが、アンケートの質問内容が極めて恣意的で、保存反対に誘導する内容となっており、アンケートの結果は信頼に足るものではない。

そもそもこのアンケートは、旧本庁舎を市庁舎として継続使用するか、否かを問うためのものである。旧本庁舎の保存・利活用を前提にしたものではなく、目的の異なるアンケート結果の流用である。他の目的に使用したアンケートを流用することは許されることではない。

耐震改修約30億円かかるとしているが、専門家は数億円で耐震改修できると試算しており、約30億円の根拠が曖昧である。維持管理費に関しては、市の提

供資料にも年間 1800 万円（財務課提供資料 R3. 8. 26）と記載されており、3 倍以上高く記載している。明らかに市民を解体に誘導するアンケートである。

#### 6 文化審議会での不審理

羽島市には文化財審議会があり、文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議することになっている。国の重要文化財候補に挙がっている旧本庁舎の取り扱いという重大な問題については当然同審議会で審議すべきと考えるが、同審議会の審議を経ずして、市長は解体を表明した。同委員会を無視した本解体表明は、市長の横暴であると言わざるを得ない。

#### 7 文化財審議委員会委員長の不回答、市の学術調査の不実施

日本建築学会歴史意匠委員会委員 堀田典裕（名古屋大学准教授）は、令和 5 年 9 月 25 日、羽島市の文化財審議委員会の委員長に対し旧本庁舎の学術調査（無償で実施）に関する要望を申し入れたが、堀田氏には同委員長の回答が届いていない。現在、業者によるデジタルアーカイブ化が進められているが、建築の専門家がより詳細に資料に基づき学術調査を行う必要がある。

令和 5 年 12 月 12 日の羽島市議会における一般質問に対し、市は学術調査を受け入れる考えのないことを表明した。文化財候補にも挙がっている貴重な建造物に関し、学術調査も行わず解体することは許されるべきことではなく、羽島市ばかりでなく、日本国にとっても大きな損失である。

#### 8 解体費用の 3 倍増に関する周知不足

旧本庁舎の解体費用として 4 億 7000 万円を市は提示したが、当初見積もりである 1 億 7630 万円の約 3 倍に増額になっている。また、あり方検討委員会の答申では、残すことになっている中庁舎の解体費用として 1 億 4 百万円（当初見積もり 3540 万円）に関しても、その説明が市民になされない状態で市議会に提案され可決されている。市民が旧本庁舎の解体予算として市から説明を受けたのは 1 億 7630 万円であり、4 億 7000 万円の説明は聞いていない。また、中庁舎を解体するという説明も受けていない。市は市民に対し、なぜ 3 倍に膨れ上がったかを説明する必要があり、市民に説明せずして解体することは許されない。

#### 9 関連工事の見積り不足

今回の解体費用には埋め戻しに要する費用や排水路の付け替え工事などは含まれておらず、4 億 7000 万円でも更地になるわけではない。跡地利用について、市民に説明せず、また、土地の整備に関する見積りなしにむやみに解体することは認められない。跡地利用構想やその整備にかかる費用を見積もり、市民に説

明する必要がある。

#### 10 入札に関する疑惑

旧本庁舎及び中庁舎の解体工事に関し、一般競争入札が行われた。令和6年1月15日に公表され、1月23日に締め切られた。開札結果は、予定価格が5億6471万8000円であるのに対し、落札価格は5億6430万円で、ほとんど同額であった。予定価格と落札価格がほとんど同額であるという事は、適切に入札が行われなかった疑惑がある。この疑惑を解明しないで、解体工事に着手することは決して容認できない。

#### 別紙事実証明書

- 1 令和3年8月23日 一般社団法人 DOCOMOMO Japan 代表理事 渡邊研二「羽島市庁舎の活用に向けた検討期間の延長に関する要望書」
- 2 令和3年10月4日 あすなろ会「羽島市旧庁舎の取り扱いに関する要望」
- 3 令和3年3月3日 一般社団法人 日本建築学会 東海支部支部長 河辺伸二「旧羽島市庁舎の保存活用に関する要望書」
- 4 市民アンケート（広報はしま令和4年5月号）
- 5 令和5年9月25日 日本建築学会歴史意匠委員会委員 堀田典裕 「旧羽島市庁舎の保存活用に関する要望書」
- 6 開札結果

## 第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の法定要件を具備していないことから、請求の一部について請求人に対し令和6年3月1日付けで補正を求めたところ、令和6年3月5日に補正の提出を受け、改めて審査を実施し所定の要件を具備しているものと認め、令和6年3月8日にこれを受理した。

## 第3 暫定的停止勧告の判断

今回の請求は、旧本庁舎・中庁舎解体工事にかかる契約の締結及び履行、それに関わる公金の支出の中止を求めている。

監査期間(令和6年2月27日から4月27日まで)において、その契約締結に必要な議会の議決(3月26日予定)が行われることから、請求者が求めている契約の締結及び履行、それに関わる公金の支出について暫定的停止勧告の要件を満たしているか検討する。

暫定的停止勧告は、財務会計行為の停止という行政活動に重大な影響を与える

ものであることから、当該行為が違法であるものに限られ、請求に理由があるという確定的な根拠までは要しないものの、当該行為が違法であると思料するに足る「相当な理由」があることが、その要件の一つとされている(地方自治法第 242 条第 4 項)。

また、この「相当な理由」とは、社会通念上、客観的にみて合理的な場合をいい、相当程度具体的な証拠に基づいて違法であることが疎明されることが必要であると解されるが、本件請求においては、事業が実施されることについての証拠の提出はあるものの、それが違法であることの裏付けとなるものではない。

したがって、当該行為が違法であると思料するに足る相当な理由があるとは認められないことから、暫定的停止勧告を行わないものとした。

#### 第4 監査の実施

##### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和 6 年 3 月 28 日に請求人は新たな資料を提出した。

【追加提出資料】(原文のまま記載)

- ①羽島市旧本庁舎の方針決定について
- ②羽島市役所旧本庁舎・望楼安全性庁舎業務委託(令和 4 年 10 月 31 日)
- ③耐震補強工事費
- ④旧羽島市庁舎についての見解
- ⑤旧本庁舎のあり方答申受理までの対応
- ⑥羽島市発注の公共工事入札において談合が発生している可能性について
- ⑦閉ざされた坂倉建築 坂倉生誕地の羽島市は旧庁舎活用案を門前払い
- ⑧IS 値 0.6 でよい根拠
- ⑨学術調査を受け入れない理由
- ⑩国の重要文化財候補の羽島市役所旧本庁舎を解体し、瓦礫にしてよいのでしょうか
- ⑪入札情報

(2) 令和 6 年 3 月 29 日に請求人の陳述を行った。なお、この際、地方自治法第 242 条第 8 項の規定に基づき、関係職員である総務部管財課長、市民協働部生涯学習課長及び同課主幹を立ち会わせた。

請求人の陳述の要旨(先に提出された羽島市職員措置請求書と重複する部分は除く)は、おおむね次のとおりである。

ア DOCOMOMO Japan、日本建築学会東海支部、あすなろ会から、旧本庁舎は建築学的にも非常にすばらしく貴重な建物でありその利活用は内容を検討

して慎重に行っていたきたいと要望している。また、日本建築学会東海支部からは無償で学術調査を実施すると申し出があるが、市は市の方針及び議会としての意思決定に反するため、受け入れることは考えていないとしているが、これは市の勝手な言い分であり、許されない。

イ 市は羽島市旧本庁舎の方針決定について、3つの検証事項を述べており、その中で、市の財政運営への影響を述べているが、市の財政運営への影響を検証する前に、耐震工事費の妥当性を検証しておらず、その検証をせずして、市政への行政運営の影響を検討し、検証しても無意味である。

ウ 建築物の利用価値を検証する前に、文化的価値を検証すべきで、その検証をせずして利用価値を検証しても意味がない。

エ 周辺安全性についても、委託した耐震調査の結果をそのまま引用しており、市としての検証結果が記載されていない。望楼安全性調査業務委託の結果においても、倒壊する危険があるとはいわれているが、倒壊したという結果は得られていない。また、望楼は元はボイラーの煙突として使われており、煙突部分と外壁部分との二重構造で非常に強固なつくりとなっている。

オ 市は民間事業者から旧庁舎の利活用に対して見せかけだけの公募をして、その結果を応募者に伝えず、門前払いをしていると、2023-12-28NIKKEI ARCHITECTURE に記載されている。

カ 旧本庁舎は、NHKの日曜美術館（1月21日）でも放映されており、その素晴らしさは広く知られている。

キ 市は旧本庁舎の文化財価値があると約1000万円かけてアーカイブを作成しているが高すぎる。

ク 市は文化財と指定するまでに7年もかかると言っているが、DOCOMOMO Japanなどの専門家はそれほどかからないと言っている。

ケ 庶民感覚では、解体するのであれば、更地になるまで当初に費用として計上しておくのが常識である。今後、どこまで費用が増額されるのかが明確にされていない。

コ しっかりした審議が行われていない状態での解体工事は中止し、業者との違約金が発生した場合は、市の職員において負担していただきたい。

サ 京都大学経済学研究科の中林教授から羽島市の公共工事において、談合が発生している可能性についての研究結果が市や議員に提出されているが、市は単なる統計解析結果であるとして、何も対応していない。今回の解体入札は、談合の疑いが極めて濃く、市民は納得できない。市として何か対応すべきではないか

## 2 監査対象事項

請求人より提出された請求の要旨は、羽島市旧本庁舎・中庁舎解体工事にかかる契約の締結、履行及び公金の支出は不当であるため、中止を求めるものである。

そのため、解体工事の契約手続き及び解体工事の先行行為である解体方針決定までの経緯において不当性があるか、を監査対象事項とする。

## 3 監査対象課

総務部 管財課  
市民協働部 生涯学習課

## 4 関係職員の陳述、関係資料の提出

監査対象課に対し、事前に関係資料の提出を受けるとともに、地方自治法第242条第8項の規定の基づき、関係職員の陳述を令和6年3月29日に実施した。

なお、関係職員の陳述の際、地方自治法第242条第8項の規定に基づき請求人を立ち会わせた。

関係職員の陳述及び関係資料に記載されている市の見解は、以下のとおりである。

### (1) 解体理由の不提示について

令和3年5月臨時議会において、旧庁舎及びその敷地の利活用について協議することを目的とする附属機関として「羽島市旧庁舎あり方検討委員会」の設置が決定された。旧庁舎の課題・問題点等の整理・協議を重ね、多面的かつ総合的な考察を踏まえ、最適な旧庁舎のあり方について意見をいただきたいという市からの諮問を受け、同委員会においては、令和3年7月から令和4年2月までの約7カ月間、計5回にわたり、旧庁舎の耐震性や老朽化の状況などの概要把握をはじめ、市の財政状況や公共施設総合管理計画といった財政的視点からの検討、新たな有効利用や文化財的意義といった利用目的による検討など、旧庁舎のあり方について慎重な審議をした。

このような審議を経て、令和4年2月28日に同委員会から市長に対し「本庁舎及び教育センターについては、施設として使用・保存せず解体すること、また、中庁舎及び北庁舎については、引き続き庁舎の付属施設として使用することが最良である」旨の答申がなされた。

この答申を受け、市長は「『今後の市の行財政運営への影響』『建築物としての利用価値』『周辺への安全性』など総合的な観点から改めて精査、検討させていただ



き、市としての方針を早期に決定してまいりたいと考えております。」とのコメントを発表した。

令和4年度に実施した「今後の市の行財政運営への影響」、「建築物としての利用価値」及び「周辺への安全性」の各項目における検証結果は次のとおりである。

#### ① 今後の市の行財政運営への影響

この検証方法としては、平成28年度に「羽島市本庁舎耐震強度調査検討業務」において調査報告された旧本庁舎の外観を損なわない工法として、最も安価な工法による工事費約17億円の工法Aのケースと、免震装置を取り付ける工法による工事費約32億円の工法Bのケースについて、令和5年度からの事業開始を想定し、中期財政見通しを基に財政シミュレーションを実施した。

その結果、工法A及び工法Bのいずれの場合においても、令和8年度には財政調整基金が底をつき、特に工法Bについてはそれ以降も赤字幅が拡大する。

次に、起債を活用した場合においては、工法Aの場合、令和5年度から8年度までに計2億円、加えて9年度から27年度までの19年間、毎年平均1.1億円の一般財源の追加負担が続くこととなる。

また、工法Bの場合においても、令和5年度から11年度までに計4.3億円、加えて12年度から30年度までの19年間、毎年平均1.9億円の一般財源の追加負担が続くこととなる。

いずれの場合においても、既に新庁舎建設において、今後29年間にわたり、年平均約1億3500万円の一般会計からの支出が予定されている状況において、更なる負担が上積みされるとともに、新たな財政負担の発生は、今後予定されている次期ごみ処理施設整備あるいは公共施設等総合管理計画の進行、市民病院への財政支援などに大きな影響を及ぼすこととなる。

こうしたことから、旧本庁舎の保存・活用に向け、市財政から事業費を支出することは、極めて困難であるとの結論となった。

#### ② 建築物としての利用価値

旧本庁舎の保存・利活用の可能性を探るため、民間事業者等を事業主体とし、耐震改修費や維持管理費などの民間負担を前提とした提案募集を行い、その実現性について検証した。

令和4年9月30日までの提案募集の結果、2団体から提案書を受け付け、提案内容としては、一つが「子育て支援施設」、もう一つが「坂倉準三記念 はしま建築ミュージアム」としての利活用を目指すという趣旨のものであった。

2つの提案を受け、市としては、その内容を項目毎に精査した。

1点目は、事業主体についてである。今回の提案募集の目的は、市としての利用目的が見いだせない中、民間事業者等を事業主体とすることを大前提として、具体的な事業主体のもと提案をいただくというものであった。

事業主体に関しては、2つの提案において、行政主導若しくは今後募集、選定することを前提としており、現段階において、耐震改修や施設運営を担う事業主体となり得る明確な民間事業者等による提案とは認められなかった。

2点目は、安全性確保の方法についてである。旧本庁舎の保存・利活用にあたって、今後20年以上の長期間にわたっての事業継続が求められる中、安全性確保の方法については、それぞれの団体から耐震改修に係る工法についての提案はあったものの、地盤改良や長寿命化対応については今後の検討事項とするなど、全体の事業費を含め、施設の安全性の確保については、不明な点があった。

3点目は、事業費の確保についてである。耐震改修工事や施設運営を確実に実施するため、工事費用及び施設運営経費がいくらかかるのか、また、民間事業者等の負担を前提とする中で資金をどのように調達するのかを提案募集したのである。

事業費確保についての提案としては、行政からの補助金の活用、PPP・PFI 事業公募により選出された運営業者からの拠出、クラウドファンด์や賛同企業等からの出資、旧本庁舎敷地の一部を利用した事業用オフィスからの収益等を事業費に充てる等の提案内容であった。

いずれの手法においてもその提案について不確定な要素が多く、資金調達の確実性や継続性において不明な点があった。

以上が2団体から提案された内容についての検証後、再度、市から確認事項の問い合わせを行った回答に基づく検証結果である。

提案内容においては、現段階において明確な民間事業主体等が存在せず、また、確実な事業実施、資金調達が見通せないことから、民間事業者等を事業主体とする旧本庁舎の保存・利活用の実現は困難であるとの結論となった。

### ③ 周辺への安全性

旧本庁舎本体の耐震基準(IS 値)の最低値は0.245、望楼の一部は0.23を示しており、建物全体において耐震性能が著しく低く、加えて外壁の剥離や崩落などコンクリートの劣化も進行していることから、大地震発生時における旧本庁舎本体及び望楼の挙動を確認し、周辺への影響を専門的見地から調査した。

周辺への影響調査においては、新庁舎設計時において構造計算の大臣認定を得るための申請に使用した9種類の模擬地震波を用いた。また、旧本庁舎等の構造3Dモデルを作成し、地表面に時間とともに変化する地動加速度を与え、建築物が振動する現象を計算する「時刻歴応答解析」を実施した。

まず初めに、建物や構造物にはそれぞれ固有に持つ揺れやすい周期があり、それに対し、地震波がどの程度の揺れの強さ・応答を生じさせるかを示す「速度応答スペクトル」による9種類の地震波の比較を行った。その結果、旧本庁舎は、今後40年以内に発生予測90%程度、本市想定震度6弱とされている「南海トラフ地震模擬地震動」がもたらす影響が最も甚大であることが確認された。

「南海トラフ地震模擬地震動」がもたらす影響としては、旧本庁舎1階から4階の耐震壁や一部の柱において、せん断破壊や一部損壊・圧壊が起り、建築物としての安全性が著しく損なわれ、機能損失の状態に陥る可能性が高いことが確認された。

また、望楼部分においては、望楼2～4階の壁のせん断破壊や一部損壊・圧壊が発生し、その結果、望楼4階から上の部分が、北側の住居地域から東側の市道及び竹鼻中学校までの広範囲において、崩落や倒壊、またはコンクリート片が飛散する可能性が高いことが確認された。

以上のことから、周辺への安全性の検証においては、南海トラフ地震レベルの地震発生後、旧本庁舎及び望楼は、破壊及び損壊により建築物としての安全性が著しく損なわれ、継続使用が不可能な状態になること、また、その際の周辺の住宅地や市道、中学校までの広範囲において危険性がおよび、周辺の安全性が損なわれる可能性が高いという検証結果となった。

以上が、羽島市旧庁舎あり方検討委員会からの答申を受け、改めて3つの項目を検証した結果、いずれにおいても、旧本庁舎の保存・利活用に向けては困難であるとの結論となり、旧本庁舎の取扱いについては、「解体すること」を市の方針とした合理的な理由である。

これらについての議会や市民への説明としては、できる限り正確な情報を知っていただくため、旧庁舎あり方検討委員会のすべての会議の会議要旨及び会議資料、

同委員会からいただいた答申、審議結果及び総括など、同委員会に関するすべての情報について、市ホームページを通じて公開しているとともに、市が実施した3つの検証結果や市の方針決定に至った経緯についても、市ホームページや広報はしまを通じ、情報公開、情報提供している。

## (2) 委員会の審議不十分について

旧庁舎あり方検討委員会は、大学学長や大学教授などの学識経験者、商工会議所、自治会及び福祉団体などの市内公共的団体の代表者及び公募委員の全9名の委員により構成されており、コンクリート工学、環境、法律などの専門家、経済、自治、児童福祉などの第一線で活躍されている方、市政に関心の高い公募委員など、幅広い分野から、市内在住の方を中心に、優れた見識を持った方々を任命している。

旧庁舎の課題・問題点等の整理・協議を重ね、多面的かつ総合的な考察を踏まえ、最適な旧庁舎のあり方について意見をいただきたいという市からの諮問を受け、同委員会においては、令和3年7月から令和4年2月までの約7カ月間、計5回にわたり、旧庁舎の耐震性や老朽化の状況などの概要把握をはじめ、市の財政状況や公共施設総合管理計画といった財政的視点からの検討、新たな有効利用や文化財的意義など利用目的による検討など、旧庁舎のあり方について慎重なご審議を行っていただいた。

同委員会からの答申については、このような幅広い分野における優れた見識を持った方々によって、様々な視点からの長期にわたる慎重な審議によってもたらされた結論として十分信頼するに足る内容であるものと考えており、建築学や文化財の専門家が含まれていないことをもって審議が不十分であるという意見はならず、また、会議の内容において解体ありきの審議に終始したという事実はない。

現地見学会が実施されなかったことについては、委員の方々は、本市との関りにおいて実際に旧日本庁舎にお越しになったことも多く、既に建築物の状況についてはある程度ご存じであったこと、また、建築物の概要については、令和3年7月12日開催の第1回羽島市旧庁舎あり方検討委員会において事務局から説明しており、現地見学会が実施されなかったということをもって、同委員会の結論に影響を与えたとは考えていない。

## (3) 市長の不回答について

市役所には様々な分野にわたり、数多くの要望書が届けられており、その際、担

当部局において内容を正確に把握するとともに、要望に対する市としての対応を検討している。ただし、そのすべてに対して回答を行うことは、業務量や人員の制約から極めて困難であり、これまでも要望書のうち特に回答が必要である旨要請があった場合には、市としてできる限り誠実に回答を行っている。

そうした中、今回の旧本庁舎に関する要望書を提出された団体等のうち、質問書の提出があった「あすなる会」に対しては、次のとおり回答を行っており、市として可能な限り誠実に説明責任を果たしている。

受付日	文書名	回答日・文書番号
令和5年 7月3日	羽島市役所旧本庁舎の解体予算の上程についての質問	令和5年8月1日 管第294号
令和5年 8月14日	羽島市役所旧本庁舎の解体予算の上程についての質問(回答への再質問)	令和5年8月29日 管第359号
令和5年 9月12日	羽島市役所旧本庁舎の解体予算の上程についての質問(再回答への再々質問)	令和5年11月9日 管第550号

また、議会や市民への説明といたしましては、できる限り正確な情報を知っていただくため、旧庁舎あり方検討委員会のすべての会議の会議要旨及び会議資料、同委員会からいただいた答申、審議結果及び総括など、同委員会に関するすべての情報について、市ホームページを通じて公開しているとともに、市が実施した3つの検証結果や市の方針決定に至った経緯についても、市ホームページや広報はしまを通じ、情報公開、情報提供している。

さらに、議会の一般質問などにおける旧庁舎のあり方に関する議論の様子や市の答弁についても、羽島市議会会議録として市ホームページを通じ、広く一般に公表している。

#### (4) 市長の不適切な面談拒否について

旧本庁舎の取り扱いについては、コンクリート工学、環境、法律などの専門家、経済、自治、児童福祉などの第一線で活躍されている方々に加え、公募委員など幅広い分野から、優れた見識を持った方々で構成された旧庁舎あり方検討委員会において、市の財産である旧庁舎のあり方について多面的かつ総合的な観点からの審議をお願いしている。

このように極めて重要な任務を担う同委員会からの答申については、その内容を尊重させていただくことは当然のことであり、市長としては、市政の責任者として極めて重大な決断を下すときには、特定の団体や個人の方から直接意見を伺うことについては一切お断りをし、同委員会の答申や、全国の様々な類似事例等に対する分析・検討をもって市長としての判断を下すべきであるという考えに基づき、建物の保存に対する賛成・反対を問わず面談をお断りさせていただいている。

なお、これまでにあった要望書をはじめ、各団体や市民からのご意見、ご要望については、所管する部課長が直接お話を伺い、要望書を受け取るなどの対応を行い、その内容については正確に市長に伝えている。

#### (5) アンケートは根拠にならないことについて

旧本庁舎に関しては、新庁舎を建設する際に、建築物としての耐震性や機能性、老朽化の状況、また継続的に利用する場合に必要な費用、さらに旧本庁舎を設計した坂倉準三氏の功績や旧本庁舎の歴史的価値などについて、タウンミーティングや約 100 回にわたる市内公共的団体への説明会、広報はしまや市ホームページを通じ、正確な情報を提供し、丁寧な説明を重ねてきた。

そうした中、「市役所庁舎建設に関するアンケート調査」を実施し、アンケート項目の一つとして旧本庁舎の保存についての市民の意向を調査した。

旧本庁舎を保存・利活用するかどうかについては市民にとって重要な問題であり、また、市民の意向を把握することは市として当然の行為であることから、目的の異なるアンケート結果の流用という意見は当たらない。

当該アンケート調査は、調査期間を平成 29 年 10 月 2 日から 10 月 31 日までとし、市内に居住する 18 歳以上の市民 1000 人を調査対象に、郵送による調査とした。

調査結果としては、回答者数 538 人(回収率 53.8%)のうち、現庁舎保存について、賛成・おおむね賛成を合わせて 6.1%、反対・おおむね反対を合わせて 72.9%、どちらでもない・無回答を合わせて 21.0%という結果となっている。

アンケート調査の際、市が示した耐震改修費 30 億円の根拠としては、平成 29 年 7 月 5 日に開催した、第 4 回 羽島市庁舎検討委員会の資料において、その内容を示している。仮に旧本庁舎を庁舎として利用する場合には、現状の外観を極力損なわない、最も安価な工法を採用した場合において、耐震補強工事費及び液状化対策などの付帯工事費をはじめ、仮設庁舎建設工事、内部での耐震補強による

建物内部狭隘化に伴う増床工事費などを併せた約 24.6 億円に加え、電気設備工事、電話配線工事、放送設備工事、内装改修工事など約 4.3 億円の費用が必要になると予測されたことから、約 30 億円の工事費が必要となると説明している。

また、維持管理費 1800 万円の根拠としては、こちらも旧本庁舎を庁舎として利用する場合について、実際に支出している経費から電気、水道、ガスなどの光熱水費、保険料、管理費、委託費など毎年支出している維持管理に係る費用額を積み上げて積算した金額である。

いずれの費用についても、アンケート調査実施当時において、市が把握できた合理的な根拠に基づき費用額を示したものであり、恣意的かつ保存反対に誘導する内容となっているという意見は当たらない。

なお、この調査における実施方法や回収したサンプル数などにおいて、統計学上有意であるとされる調査となっており、市民の意向を把握する材料として、十分に客観的かつ妥当性を持った調査であったと考えている。

#### (6) 文化審議会での不審理について

市は学識経験者、各種市内団体等から推薦された委員、公募委員による「旧庁舎あり方検討委員会」において、審議する手続きを行っております。同委員会の答申を受けて、行財政運営への影響、利用価値を探るべく結果、行政、民間事業者のいずれにおいても事業主体として将来にわたり責任をもって旧本庁舎を保存活用することが極めて困難であるとの結論に至り、令和 4 年 12 月に旧本庁舎を解体する方針を示している。

また、令和 5 年 3 月議会において、この方針に沿って議会において旧本庁舎の解体関連予算の承認を得た上で、現在、解体に向けた業務を進めている。

羽島市文化財保護条例第28条には、「審議会は、文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項について調査審議し、市長に建議し又はその諮問に応じて答申する。」ことが所掌事務にあります。解体を進めることを、市及び議会の意思として決定している中で、文化財として保存することについて文化財審議会に諮問することは、混乱を招くことにつながる恐れがあるため、市は文化財審議会に諮ることについては考えていない。このように、令和 5 年 12 月議会一般質問において総務部長は答弁している。

なお、「国の重要文化財候補に挙がっている」ことについて、国・県ともに、そのように公式見解としての公表はしていないと認識している。

(7) 文化財審議会長の不回答、市の学術調査の不実施について

令和 5 年 9 月 25 日に一般社団法人日本建築学会東海支部長より提出された「旧羽島市庁舎の保存活用に関する要望書」については、羽島市文化財審議会会長宛であるため、会長の意向が優先されると考えていることをご理解いただきたい。同審議会の中で慎重な話し合いがなされていると認識している。

(注) 請求人は文化財審議会委員長と記載しているが、文化財審議会会長であるので、そのよう記載する。

(8) 解体費用の3倍増に関する周知不足について

旧本庁舎の解体費用が当初の概算見積額から増額となった理由については、令和 5 年 12 月議会の一般質問及び議案詳細説明時において市当局より説明している。

過去、議会に対し説明してきた旧本庁舎の解体工事費は、1 億 7600 万円で、これは令和 4 年 1 月に開催した第 4 回 旧庁舎あり方検討委員会において、審議資料として令和 3 年度の概算見積額を事務局から示している。

この算定にあたっては、旧本庁舎と同じ鉄筋コンクリート造り、かつ、同程度の床面積を持つ施設を解体した場合における、一般的な建築物解体及び杭抜きにかかる概算費用について、市公共施設の解体実績のある事業者からの見積書を参考にしている。

この 1 億 7600 万円の概算見積については、望楼を含む建築物の解体及び杭抜きに係る工事費のみを見積ったものであり、「埋め戻し」「近隣対策」「周辺の家屋調査」「補償費」「汚染土などが判明した場合の処分費」のほか「アスベスト、PCB などの有害物質が確認された場合についての処分費など」は、この金額には含まれていない。また、解体工事着工後にしか確認できない項目を含め、概算見積りの段階において詳細な内容把握が困難であるものについては別途の費用としたことにつき、旧庁舎あり方検討委員会の審議の際及びこれまでの議会等において何度も繰り返し説明している。

次に、旧本庁舎解体工事費が 4 億 7000 万円となった要因としては、「① 概算見積額に算入されていなかったもの」「② 社会的要因」「③ 旧本庁舎自体の独自要因」が挙げられる。

① 概算見積額に算入されていなかったもの



令和3年度に示した1億7600万円の概算見積額に算入されていなかったものとしては、アスベスト、ダイオキシン類等の有害物質の除去作業費及び処分費5227万1千円が挙げられる。これは令和5年度に実施の調査によりアスベストの存在が判明したこと、また、今回の解体設計において旧本庁舎建築図面の詳細な調査を行ったところ、望楼の内部に過去に煙突として使用した形跡が発見され、ダイオキシンの存在の可能性が判明したことによるものである。さらに、旧本庁舎を支えている基礎杭の数が、旧本庁舎と同程度の建築物の標準的な数との比較において、約3倍に上る約600本の杭が使われていることが判明した。これらの杭は、地下の強固な支持層には到達しておらず、老朽化により杭が脆弱であるため、確実に杭の抜き取り工事を行う難易度が上がったことから、増額分として4500万円が必要となった。

その他、電気・機械設備の解体工事費として新たに4726万3千円、近隣住宅、中学校など周辺環境への十分な安全性の配慮に向け新たに交通誘導員や家屋調査等を増加したことによる1692万5千円等を計上したところ、令和3年度の概算見積額と比較し、総額1億6145万9千円の増額となっている。

## ② 社会的要因

解体工事費設計全体に影響を及ぼした社会的要因としては、設計事業者などからヒアリングを行い、関係者の意見をまとめたものである。

その内容としては、まず第一に人件費の高騰がある。これは建設業界における人手不足に伴う賃金増加や、令和6年4月からの時間外労働上限の適用により、工期の長期化やそれに伴い共通費や管理費が高騰したものである。

第二に、燃料代が1.3倍近く高騰していること、資材や諸物価の高騰により、解体用重機や重機付属品にかかる費用が1.5倍ほど上昇していること、また、アスベスト等の処分費の高騰などが要因として挙げられる。

## ③ 旧本庁舎自体の独自要因

旧本庁舎自体の独自要因としては、基礎杭抜き工事の難易度がもたらす工程の増加、また、望楼の解体において耐震強度や立地条件の制約等から機械による解体作業ではなく、手作業による斫(はつり)解体を行わなければならないことが挙げられる。

以上の要因などにより、旧本庁舎の解体費としては、令和3年度概算見積額1億

7600 万から 4 億 7000 万円になっているが、未確定・不明確であった「① 概算見積額に算入されていなかったもの」に係る工事費を除いて、旧本庁舎分の解体工事費を比較すると、直接工事費では令和 3 年度概算見積額の 1.4 倍程度、また経費を含めた総工事費では 1.66 倍程度となっている。この増加割合については、私共が報道等で知り得る限り、ここ数年の物価高騰、人件費高騰等が要因となり、他の大型公共工事等においても同様の傾向を示しているものと考えている。さらに、近年の県内近隣市役所の解体工事費を可能な範囲で確認したところ、旧庁舎の床面積の大小によるスケールメリット等により若干の違いはあるが、1 平方メートル当たりの単価は、概ね 8 万円～10 万円程となっており、こちらについても概ね妥当な数字であるものと考えている。

ただし、今回示した 4 億 7000 万円の工事費の計上においては、解体工事に係る汚染土壌の処分費については、算入していない。この関係については、令和 5 年度の予算を用いまして土壌調査の第一段階である地歴調査を実施しており、その結果如何によっては土壌処分に係る予算案を議会に提出する予定である。

次に、旧中庁舎を解体することとした理由については、令和 5 年 6 月議会の一般質問において市長答弁により、次のとおり説明している。

「令和 4 年 2 月 28 日付の羽島市旧庁舎あり方検討委員会からの「中庁舎及び北庁舎については、引き続き庁舎の付属施設として使用することが最良である」旨の答申を受け、中庁舎については、いきいき元気館及び老人福祉センターの代替機能としての可能性を検討してきたが、羽島市福祉ふれあい会館及び北庁舎において代替、補完することが可能であるとの結論となり、中庁舎においては、新庁舎の付属施設としての利用目的は見出せなかった。

また、中庁舎は、電源を旧本庁舎から引き込んでいることから、施設を独自に使用するためには、新たな電気・空調設備の確保及び外階段の敷設など大規模な整備が必要となり、約 5000 万円の改修費用が発生することが判明した。

一方、旧本庁舎と同時に中庁舎を解体した場合には、解体コスト経費の抑制が図られ、また、解体後の敷地面積の拡充により、一体的かつ有効的な敷地の活用が可能となるなど、総合的な判断において、旧本庁舎の解体に併せて中庁舎を解体することを市の方針とした。」

以上が、旧本庁舎の解体費用が当初の概算見積額から増額となった理由及び旧中庁舎を解体することを市の方針とした理由であり、これらの内容については市議会議事録として市ホームページを通じ、広く市民等に公表している。

(9) 関連工事の見積り不足について

旧本庁舎解体後の跡地の整備方針については、令和4年12月議会一般質問の市の答弁として、新庁舎周辺における来庁者の導線を分かりやすくするとともに、来庁者用及び職員用の駐車スペースを確保する必要があること、また、令和4年4月に地元竹鼻町自治委員会から要望のあった災害時における避難場所となる避難広場や防災広場としての活用、さらに賑わい創出に寄与するイベント広場としての活用など、複数の活用目的を視野に入れ検討していくことを説明しており、この内容については市議会議事録として市ホームページを通じ、広く市民等に公表している。

なお、旧本庁舎・中庁舎解体工事後の跡地利用については、令和5年度予算において設計委託費が認められ、旧本庁舎の解体設計に加え、中庁舎を解体決定したことによる設計変更手続、いきいき元気館の廃止決定に伴う入居団体の受け入れ先となる北庁舎の施設改修工事など、対事業者や庁内調整に多くの時間を要したことから、令和6年3月議会において補正予算案として当該予算の繰越明許について上程している。補正予算案が承認された場合には、令和6年度において跡地整備に係る計画の策定及び整備設計を実施することとなり、その際には、パブリックコメント等により広く市民からの意見を把握し、それらを整備工事に反映させていく予定としている。

さらに、整備費用については整備設計委託業務において工事費が積算されることから、業務完了後、予算案を議会に上程する予定としており、その際、議会への説明、市民等への情報提供を行っていく。

(10) 入札に関する疑惑について

本市では、予定価格の漏洩等の不正行為の防止、入札・契約手続に係る透明性確保のため、建設工事の入札において予定価格を事前公表している。

これは入札額の積算にあたり、官民ともに国土交通省の土木工事積算基準を参考とする場合が多いこと、また、建設業者の積算能力の向上も進んでいることなどから、入札不調による入札参加社及び発注者の負担軽減を図るため、設計金額130万円を超える競争入札に付するすべての建設工事において予定価格の事前公表を実施している。

こうした理由から、落札率が高いことについて特段問題はなく、入札手続は適正に実施されたものと考えている。

## 第5 監査結果

### 1 事実の確認

#### (1) 旧本庁舎について

羽島市役所旧本庁舎はル・コルビュジェの流れを汲む、羽島市出身の坂倉準三氏の設計により、昭和 34 年 3 月竣工され、現庁舎の利用が開始された令和 3 年 11 月までの約 62 年間利用されてきた施設である。昭和 35 年に日本建築学会賞を受賞、平成 15 年には DOCOMOMO Japan の日本におけるモダン・ムーブメントの建築 100 選に選出されるなど、モダニズム建築としての評価を受けている。

しかしながら、旧本庁舎は開庁から現在に至るまで、文化財保護法、羽島市文化財保護条例、岐阜県文化財保護条例の各法令に基づくいずれの種類の文化財への指定及び登録もなされていない。また、請求者及び監査対象課からの資料及び陳述から国の重要文化財の候補であることは確認できなかった。

羽島市は、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を機に老朽化が著しく、耐震補強工事も未実施であった旧本庁舎の早期の改修又は建て直しに一刻も早く着手する必要があることを改めて認識し、耐震性能調査を実施した。その結果、旧本庁舎本体の  $I_s$  値の最低値が 0.245、望楼の一部は 0.23 を示すなど、建物全体の耐震性能が著しく低いことが判明し、大地震発生時における安全性が危惧される状態となった。

羽島市は、羽島市役所本庁舎(現在の旧本庁舎)の現状把握及び課題を調査し、庁舎の整備に関する検討及び提言を求めするため羽島市庁舎検討委員会(以下、「庁舎検討委員会」という。)を設置した。

庁舎検討委員会は、平成 29 年 2 月から 7 月までの 5 回にわたり審議し、平成 29 年 7 月 28 日「現本庁舎を庁舎として使用せず、現敷地内に新庁舎を建設する」ことが最良である旨を答申した。この際、旧本庁舎の取り扱いについては、新庁舎建設とは分けた形で改めてそのあり方を検討することとした。

その後、新庁舎が建設され令和 3 年 11 月 1 日の新庁舎開庁に伴い、旧本庁舎は財産区分の変更及び用途廃止による普通財産への切り替えが行われた。

#### (2) 羽島市旧庁舎あり方検討委員会について

ア 羽島市旧庁舎あり方検討委員会(以下、「旧庁舎あり方検討委員会」という。)は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、羽島市附属機関設置条例により設置された市の執行機関の附属機関である。旧庁舎あり方検討委員会の設置に係る条例改正案は、令和 3 年 5 月臨時議会に上程され原案可決されている。

旧庁舎あり方検討委員会の委員は、コンクリート工学、環境、法律などの専門家、商工会議所、自治会及び福祉団体などの市内公共的団体の代表者及び公募委員の 9 名で構成されている。

羽島市は、令和3年7月12日、旧庁舎あり方検討委員会へ次のとおり諮問した。

「旧庁舎(本庁舎、中庁舎、北庁舎、教育センターの4施設をいう。)は、それぞれ建築後47年から62年が経過しており、庁舎の耐震性及び老朽化に大きな問題を抱えながら現在使用しております。令和3年11月の新庁舎開庁に合わせて、これら旧庁舎に入庁している機能は、新庁舎に移管されます。

その後の旧庁舎のあり方については、物理的視点、財政的視点及び有効利用目的などの視点を基に「今後の方向性」を決定することが必要であると認識しております。

つきましては、旧庁舎の課題・問題点等の整理・協議を重ね、多面的かつ総合的な考察を踏まえ、最適な旧庁舎のあり方について、意見をいただくよう貴委員会に諮問するものであります。」

イ 旧庁舎あり方検討委員会の開催状況は以下のとおりである。

開催日	審議内容	時間
令和3年 7月12日 (第1回)	(1)委員会の役割・スケジュールについて (2)旧庁舎(本庁舎、中庁舎、北庁舎、教育センターの4施設をいう。)の概要について ①羽島市新庁舎建設基本構想・基本計画の考え方 ②羽島市本庁舎耐震強度調査検討業務調査報告書の視点 ③羽島市庁舎建設に関するアンケート調査結果 (3)次回の予定について	10:00～ 11:05 1時間5分
令和3年 8月26日 (第2回)	(1)前回の検討委員会における委員の意見について (2)財政的視点等からの検討について ①市の財政状況について ②羽島市公共施設等総合管理計画について ③まちづくり等に関する計画について	10:00～ 11:35 1時間35分

	・羽島市第六次総合計画 (3) 次回の予定について	
令和3年 12月1日 (第3回)	(1) 前回の検討委員会における委員の意見について(第2回の振り返り) (2) 利用目的による検討について ①耐震性からの検証 ②新たな有効利用の検討 (行政機能保持、継続維持・保存すべき利用を含む) ③文化財に関する概要 (3) 次回の予定について	13:30～ 14:45 1時間15分
令和4年 1月25日 (第4回)	(1) 第3回旧庁舎あり方検討委員会における委員の意見について 「会議要旨(案)の確認」 (2) 利用目的による検討について (前回の議論の再確認) (3) 各旧庁舎の解体について (4) 次回の予定について	10:00～ 11:10 1時間10分
令和4年 2月28日 (第5回)	(1) 第4回旧庁舎あり方検討委員会における委員の意見について 「会議要旨(案)の確認」 (2) 答申書(案)について	13:30～ 13:45 15分

(令和3年7月から令和4年2月までの7カ月間、計5回、審議時間は5時間20分)

なお、令和3年12月1日実施の第3回委員会では、DOCOMOMO Japan作成の令和3年8月23日付け要望書及びあすなろ会作成の令和3年10月某日付け要望書が羽島市長宛に提出されたことが口頭で報告され、令和4年1月25日実施の第4回委員会では、両要望書が各委員に配布され、内容が確認された。

ウ 上記の審議を経て、旧庁舎あり方検討委員会は、令和4年2月28日、次のとおり答申した。

「本庁舎及び教育センターについては、施設としての使用・保存せず解体する

こと、また、中庁舎及び北庁舎については引き続き庁舎の附属施設として使用することが最良であると結論付けます。」

また、同答申には留意事項、審議結果及び総括が別紙添付されており、【羽島市旧庁舎あり方検討委員会の審議結果】として、(1)物理的視点からの検討について、(2)財政的視点からの検討について、(3)利用目的による検討について、(4)文化財の検討について、(5)旧庁舎の解体について、の5項目について、審議検討がなされたことが記載されている。

### (3) 旧庁舎あり方検討委員会の答申に対する市の対応について

羽島市は、旧庁舎あり方検討委員会の答申を受け、「今後の市の行財政運営への影響」、「建築物としての利用価値」及び「周辺への安全性」について検証した結果、いずれの項目においても、旧本庁舎の保存・利活用に向けては困難であるとの結論となり、羽島市長は、令和4年12月議会において旧本庁舎の取り扱いについては、「解体すること」を市の方針として表明した(検証内容等詳細は、第4監査の実施4関係職員の陳述、関係書類の提出 (1)解体理由の不提示について に記載のとおりである。 )。

旧本庁舎の解体に向け、羽島市は、令和5年3月議会に旧本庁舎解体工事設計業務、旧本庁舎解体後の跡地利用等の設計業務、旧本庁舎の記録・記憶を残すためデジタルアーカイブを含む令和5年度一般会計当初予算を上程し、原案可決された。

旧本庁舎解体工事設計業務については、中庁舎を解体することとなったため旧本庁舎と中庁舎を合わせた解体工事設計を進め、旧本庁舎・中庁舎解体工事費を補正予算として令和5年12月議会に上程し原案可決された。その後契約手続きを行い、2月16日仮契約、3月26日議会可決、同日本契約を締結している。

### (4) 要望書の提出状況

羽島市長への要望書の提出状況は以下のとおりである。

DOCOMOMO Japan	令和3年8月23日付け(受付は同月24日)
あすなる会	令和3年10月 某日付け(受付は同月4日)
日本建築学会東海支部	令和4年3月3日付け(受付同日)

羽島市議会議長への要望書の提出状況は以下のとおりである。

DOCOMOMO Japan	令和3年8月23日付け(受付は同月24日)
----------------	-----------------------

羽島市文化財審議会長への要望書の提出状況は以下のとおりである。

日本建築学会東海支部 令和5年9月25日受付

(5) 質問書の提出及び回答の状況

あすなる会から以下のとおり3回の質問があり、それぞれ羽島市から回答している。

受付日	文書名	回答日・文書番号
令和5年 7月3日	羽島市役所旧本庁舎の解体予算の上程についての質問	令和5年8月1日 管第294号
令和5年 8月14日	羽島市役所旧本庁舎の解体予算の上程についての質問(回答への再質問)	令和5年8月29日 管第359号
令和5年 9月12日	羽島市役所旧本庁舎の解体予算の上程についての質問(再回答への再々質問)	令和5年11月9日 管第550号

(6) 市役所庁舎建設に関するアンケート調査について

市役所庁舎建設に関するアンケート調査は、調査期間を平成29年10月2日から10月31日までとし、市内に居住する18歳以上の市民1000人を調査対象に、郵送による調査が行われ、回答者数は538人で回収率53.8%であった。

アンケート項目の一つとして旧本庁舎の保存についての市民の意向調査が行われ、現庁舎保存について、賛成・おおむね賛成を合わせて6.1%、反対・おおむね反対を合わせて72.9%、どちらでもない・無回答を合わせて21.0%という結果が示された。

このアンケート項目については、現庁舎(旧本庁舎)を庁舎として利用する場合の耐震改修工事費として約30億円(耐震補強工事、基礎増杭工事、液状化対策工事他)、維持管理費として年間約6000万円がアンケートに併せて記載されている。

(7) 旧本庁舎の耐震改修費について

旧本庁舎を庁舎として利用するための耐震改修工事費については、平成29年3月22日開催第2回羽島市庁舎検討委員会において資料が提出されている。A案からF案までの6案が示されており、外観を損ねない工法で一番安価なA案 枠付



鉄骨ブレース工法の工事費について以下に記載する。

項目	A 案 枠付鉄骨ブレース工法
耐震補強工事費	5.7 億円
基礎増杭工事費	1.0 億円
長寿命化工事費	7.0 億円
仮設庁舎建設費	5.5 億円
執務室増設相当費用	1.7 億円
液状化対策工事費	3.7 億円
合計	24.6 億円

平成 29 年 10 月に実施された市役所庁舎建設に関するアンケート調査において示された耐震改修工事費約 30 億円は、上記費用に第 4 回羽島市庁舎検討委員会において示された電気設備工事、電話配線工事、放送設備工事、内装改修工事など約 4.3 億円を加えた費用である。

#### (8) 羽島市文化財審議会について

羽島市文化財審議会(以下、「文化財審議会」という。)は、市の附属機関として羽島市文化財保護条例第 27 条の規定により設置された市の附属機関である。所掌事務は、第 28 条に「審議会は、文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項について調査審議し、市長に建議し、又はその諮問に応じて答申する。」と規定されている。

#### (9) 旧本庁舎の解体費用について

ア 旧本庁舎の解体費用は、第 4 回 旧庁舎あり方検討委員会において審議資料として提示されている。同資料において提示された、当初の解体費用の金額は次のとおりであった。

施設名	解体工事費見積額(税込・必要最小限価格)	備考
旧本庁舎	約176,300,000円 ※設計委託料は、この外工事費の10%程度	工期:約1年 工事内容:建物解体(望楼舎)、杭抜き

		別途費用:埋め戻し、近隣対策、 家屋調査、補償費、 汚染土等判明の場合の処分費
--	--	---

この金額は、旧本庁舎と同じ鉄筋コンクリート造り、かつ、同程度の床面積を持つ施設を解体した場合における、一般的な建築物解体及び杭抜きにかかる概算費用について、市公共施設の解体実績のある事業者からの見積書を参考にしたものであった。

イ その後、令和 5 年 12 月議会に上程した補正予算案では、旧本庁舎の解体費用の金額が 4 億 7000 万円となった。

同補正予算の議案詳細説明の折に、旧本庁舎解体工事費が 4 億 7000 万円となった要因が、資料に基づき説明されている。以下にその内容を記載する。なお、この補正予算案は、令和 5 年 12 月議会において上程され原案可決されている。

(ア)概算見積額に算入されていなかったもの

主な要因	金 額
アスベスト、ダイオキシン等の有害物質の除去作業、 処分費	5,227万1千円
詳細確認による杭本数(想定約3倍)、杭抜き工事 における難易度(軟弱支持層)の判明	4,500万円
詳細確認による電気設備、機械設備の解体工事費の 判明	4,726万3千円
住宅、中学校に隣接した周辺環境の安全性配慮(交 通誘導員、家屋調査費等の増加)	1,692万5千円

(イ)社会的要因

- ・人件費の高騰

(人手不足に伴う賃金の増加、建設業の 2024 年問題とされる時間外労働の上  
限規制、共通費及び管理費の増加)

- ・燃料代の高騰(1.2 倍～1.3 倍)

- ・重機購入費用、レンタル費用及び重機付属品の高騰(1.5 倍)

- ・アスベスト等の法規制強化による処分費用の高騰

(ウ)旧本庁舎自体の独自要因

- ・杭本数の多さ、難易な杭抜き工事

・望楼約 20 メートルの手作業による解体作業

以上の要因により旧本庁舎の設計工事費は当初見込額から増額となったが、上記(ア)の要因を除いて比較した場合、直接工事費で1.4倍、工事費総額で1.66倍となった。

ウ 同補正予算案では、中庁舎の解体工事費 1 億 400 万円が追加された。

#### (10) 契約の手続きについて

旧本庁舎・中庁舎解体工事の契約の手続きは、以下のとおり羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、羽島市契約規則等市の関係例規に基づいて執行された。

年 月	内 容
令和 5 年 12 月 22 日 (12 月議会)	債務負担行為の補正予算を上程し原案可決
令和 5 年 12 月 27 日	業者指名委員会において事後審査型条件付き一般競争入札に決定
令和 6 年 1 月 9 日	起工伺市長決裁
令和 6 年 1 月 12 日	契約手続執行伺市長決裁
令和 6 年 1 月 15 日	入札公告(羽島市告示第 7 号) ・入札書提出期間 令和 6 年 1 月 30 日から 2 月 8 日 ・開 札 日 令和 6 年 2 月 9 日 ・予定価格 564,718,000円(税込み)
令和 6 年 2 月 9 日	開札 ・落札価格 564,300,000円(税込み) ・落札率 99.93%
令和 6 年 2 月 16 日	仮契約締結
令和 6 年 3 月 26 日 (3 月議会)	工事請負契約の締結を上程し原案可決
令和 6 年 3 月 26 日	本契約締結

## 2 判断

### (1) 旧本庁舎解体理由の不提示について

羽島市は、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を機に、老朽化が著しく、耐震補強工事も未実施であった旧本庁舎の早期の改修又は建て直しに一刻も早く着手する必要があることを改めて認識し、耐震性能調査を実施した。その結果、旧本庁舎本体の Is 値の最低値が 0.245、望楼の一部は 0.23 を示すなど、建物全体の耐震性能

が著しく低いことが判明し、大地震発生時における安全性が危惧される状態となった。

このため、羽島市は、羽島市役所本庁舎（現在の旧本庁舎）の現状把握及び課題を調査し、庁舎の整備に関する検討及び提言を求めるため、条例に基づく庁舎検討委員会を設置した。庁舎検討委員会は、平成 29 年 2 月から 7 月までの 5 回にわたる審議を行い、平成 29 年 7 月 28 日「現本庁舎を庁舎として使用せず、現敷地内に新庁舎を建設する」ことが最良である旨を答申した。この際、旧本庁舎の取り扱いについては、新庁舎建設とは分けた形で改めてそのあり方を検討することとした。

この答申の後、羽島市は、旧本庁舎の歴史的価値や建物としての課題などについて、タウンミーティングや約 100 回にわたる市内公共的団体への説明会、広報はしまや市ホームページを通じ、正確な情報を市民に提供し、丁寧に説明した。また、平成 29 年 10 月には「市役所庁舎建設に関するアンケート調査」を実施し、アンケート項目の一つとして旧本庁舎の保存についての市民の意向を調査した。その結果は、旧本庁舎の保存について、反対・おおむね反対を合わせて 72.9%であった。

令和 3 年 5 月、羽島市は、条例に基づく旧庁舎あり方検討委員会を設置し、同年 7 月 12 日、旧庁舎あり方検討委員会へ「旧庁舎の課題・問題点等の整理・協議を重ね、多面的かつ総合的な考察を踏まえ、最適な旧庁舎のあり方」を諮問した。旧庁舎あり方検討委員会は、令和 3 年 7 月から令和 4 年 2 月までの約 7 カ月間、計 5 回にわたり、旧庁舎の耐震性や老朽化の状況などの概要把握をはじめ、市の財政状況や公共施設総合管理計画といった財政的視点からの検討、新たな有効利用や文化財的意義など利用目的による検討など、旧庁舎のあり方についての慎重な審議を行い、令和 4 年 2 月 28 日、「旧本庁舎については解体することが最良」と答申した。

この答申を受け、羽島市は、「今後の市の行財政運営への影響」「建築物としての利用価値」「周辺への安全性」の 3 つの項目を中心に、旧本庁舎の取扱いについて検証した。（詳細は、「1 事実の確認 (3) 旧庁舎あり方検討委員会の答申に対する市の対応について」に記載）

そして、そのいずれにおいても旧本庁舎の保存・利活用に向けては困難であるとの結論となり、旧本庁舎を「解体すること」を市の方針とした。

かかる市の方針は、令和 4 年 12 月議会において表明されたが、その際には、上記 3 つの各項目の検証内容が詳細に説明され、市が解体の結論に至った理由が述べられた。

このように羽島市は、旧本庁舎の取り扱いについて、庁舎検討委員会の答申から解体方針表明まで 6 年を掛け慎重に検討を行った。その間、議会の同意を得て旧庁舎あり方検討委員会を設置し、同委員会に判断を委ねるという方法を選択した。そして、その答申を尊重しつつ、市独自にも検証を行い合理的に判断した。

上記、市の検証結果や、市が解体の結論を出すに当たって答申を尊重した旧庁舎あり方検討委員会の会議資料及び議事録については、市議会でも説明されただけ

でなく、広報はしまや市ホームページにも掲載され、市民に公開されている。

以上のことから、羽島市は、日本庁舎を解体する合理的理由を議会及び市民に対して示しており、請求人の「解体する合理的理由を示していない」という主張は認められない。

## (2) 旧庁舎あり方検討委員会の審議不十分について

ア 「1事実の確認 (2)羽島市旧庁舎あり方検討委員会について」に記載のとおり、コンクリート工学、環境、法律などの専門家、商工会議所、自治会及び福祉団体などの市内公共的団体の代表者及び公募委員 2 名を含む 9 名で構成されている。

この点、請求人は、委員会の委員に建築学の専門家、文化財の専門家が含まれていないことを理由に、同委員会の答申が信頼に足るものでない旨主張する。

しかしながら、どの分野の専門家を学識経験者として委員とするかは市の裁量に委ねられており、また、旧庁舎あり方検討委員会は、学識経験者としてコンクリート工学、環境、法律などの複数の分野の専門家、さらには、経済、自治、児童福祉などの第一線で活躍されている方、市政に関心の高い公募委員から構成されていることからすれば、同委員会は幅広い視点から様々な意見を求めるという趣旨で委員が構成されているものと認められるため、建築学の専門家、文化財の専門家が含まれていないことをもって委員会の答申が信頼に足るものでないということとはできない。

イ また、請求人は、旧庁舎あり方検討委員会が解体ありきの審議に終始し、十分な審議をしていない旨主張するが、同委員会は、令和3年7月から令和4年2月の7カ月間に5回にわたり開催され、旧庁舎の耐震性や老朽化の状況などの概要把握をはじめ、市の財政状況や公共施設総合管理計画といった財政的視点からの検討、新たな有効活用や文化財的意義など利用目的による検討など審議している。

また、その進め方については、市ホームページに公開されている会議資料や議事録によれば、第3回委員会では DOCOMOMO Japan作成の令和3年8月23日付け要望書及びあすなる会作成の令和3年10月某日付け要望書が羽島市長宛に提出されたことが口頭で報告され、第4回委員会では、両要望書が各委員に配布され、その内容が確認された上で、委員の間で、日本庁舎の作品としての重要性も踏まえつつ、倒壊・崩壊の危険性(住民の生命身体に与える影響)、保存をする場合に市の財政状況に与える影響(特に、限られた財源の中で、教育や医療サービスなどの分野に与える影響や優先すべき順位)等が具体的に議論されており、中立な議論が行われていると認められ、解体ありきの議論に終始した様子はいかがえない。

ウ 以上のことから、旧庁舎あり方検討委員会は、公募委員を含む幅広い分野の優れた委員により、様々な観点から長期にわたり審議されており、請求人の「委員会の審議不十分」という主張は認められない。

(3) 市長の不回答及び不適切な面談拒否について

ア DOCOMOMO Japan作成の令和 3 年 8 月 23 日付け要望書、あすなる会作成の令和 3 年 10 月 某日付け要望書、日本建築学会東海支部作成の令和 4 年 3 月 3 日付け要望書は、市に対する各団体の要望を記載したものであり、その内容から、市長に回答を要求したものと認められず、市長に個別回答の義務があるものとは言えないから、上記各団体の要望書に対して市長が何らかの回答をしていないことが不当なものであるとは言えない。

イ また、「1事実の確認 (2) 羽島市旧庁舎あり方検討委員会について」に記載のとおり、旧庁舎あり方検討委員会は、市議会にその設置を認められた附属機関であるところ、市は、旧庁舎の利活用を判断する方法として、旧庁舎あり方検討委員会に委ねることを選択し、市議会がその選択を承認したのである。

すなわち、市と市議会は、旧庁舎の利活用の判断においては、同委員会が十分に審議するものとし、その答申を尊重して市が最終的な決定をすることとしたのであり、このような選択をした状況において、同委員会以外からの要望や面談を個別に受けることは、同委員会に審議を委ねたことと矛盾する行為であるから、かかる矛盾を避けるため、市長が要望書に対し個別の回答をせず、建物の保存に対する賛成・反対を問わず個別の面談を断ったことについては、不当なものであるとは言えない。

ウ なお、先に述べたとおり、DOCOMOMO Japan作成の令和 3 年 8 月 23 日付け要望書及びあすなる会作成令和 3 年 10 月 某日付け要望書については、旧庁舎あり方検討委員会でも資料として配付され、その内容を踏まえた議論がされているため、その点からも、市長の要望書に対する不回答及び面談拒否が不当なものであるとは言えない。

エ 以上のことから、請求人の「市長の不回答及び不適切な面談拒否」という主張は、認められない。

(4) アンケートは根拠にならないことについて

ア 「1事実の確認 (6) 市役所庁舎建設に関するアンケート調査について」に記載のとおり、平成 29 年 10 月に実施された「市役所庁舎建設に関するアンケート調査」の一つとして旧本庁舎の保存について質問している。質問には、旧本庁舎を保存して使用するには、耐震改修工事費約 30 億円(耐震補強工事、基礎増杭工

事、液状化対策工事 他)、維持管理費 年間約 6000 万円(光熱水費など)の費用がかかることも併せて記載されている。

請求人は、「耐震改修工事費約 30 億円について、根拠がない。市民を解体に誘導する目的である」と主張するが、この費用の根拠は「1 事実の確認(7)旧本庁舎の耐震改修費について」に記載のとおり、第 4 回庁舎検討委員会の資料から確認できる。

仮にこの費用を掲載しなかった場合、一切の追加費用なく、耐震性が不足し、かつ老朽化した旧本庁舎を庁舎として継続利用できるという誤った情報で市民は判断することになる。市民が正確な判断をするためには、旧本庁舎を保存して継続使用するための費用の記載は、むしろ必要なものである。

このアンケートは、実施方法やサンプル数が統計学上有意であり、市民の意向を把握する材料として、十分に客観的かつ妥当な調査であると認められ、市民の意向を反映していると考えられる。

- イ また、このようなアンケートの結果として、7 割を超える市民が旧庁舎の保存に反対していることは大きな事実であるから、かかるアンケート結果を考慮することには理由があるし、市が最終的に解体の結論を出すにあたっては、アンケート結果のみが理由とされているのではなく、アンケート結果は様々な考慮事情の中の一つに過ぎないから、かかるアンケート結果を考慮することが不当なものとは言えない。
- ウ 以上のことから、請求人の「アンケートは根拠にならない」という主張は認められない。

#### (5) 文化財審議会での不審理及び委員長の不回答、市の学術調査の不実施について

##### ア 文化財審議会での不審理について

「(3) 市長の不回答及び不適切な面談拒否について」で述べたとおり、市は、旧庁舎の利活用を判断する方法として、旧庁舎あり方検討委員会に委ねることを選択し、市議会がその選択を承認した。

市長は、市と市議会がこのような選択をした状況において、市が文化財審議会に諮問することは矛盾する行為であり、解体を進めることを市及び市議会の意思として決定している中で、文化財として保存することについて文化財審議会に諮問することは、混乱を招くことにつながる恐れがあるため、文化財審議会には諮らないこととした。

この点、市が所有する建築物について、文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項についての調査審議を文化財審議会に諮問するか否かは市長の裁量に委ねられていると解されるところ、旧本庁舎の利活用について旧庁舎あり方検討委員会に判断を委ねることとしたため、その判断と矛盾しかね

ない文化財審議会への諮問は行わないという市長の判断には一定の合理性がある。

イ 文化財審議会長の不回答及び学術調査の不実施について

令和5年9月25日に日本建築学会東海支部から文化財審議会議長あてに提出された要望書については、市民協働部生涯学習課長を経由し、同日会長へ渡されたことを確認した。

文化財審議会議長の不回答及び学術調査の不実施については、文化財審議会内部のことであり、羽島市監査委員の判断対象ではない。

(6) 解体費用の3倍増に関する周知不足について

ア 「1事実の確認(9)旧本庁舎の解体費用について」に記載のとおり、旧本庁舎及び中庁舎の解体工事費は、令和5年12月議会で補正予算が原案可決している。

イ(ア) 旧本庁舎の解体工事費が当初見積の1億7630万円から4億7000万円に増額した理由については、議案詳細説明時及び一般質問において説明され、その内容は市議会議事録で確認できる。増額の理由として、概算見積額に算入されていなかったもの、社会的要因、旧庁舎自体の独自要因が説明されている。

イ(イ) 概算見積額に算入されていなかった分の増額に関しては、第4回旧庁舎あり方検討委員会において、旧本庁舎解体の概算見積額には埋め戻し、近隣対策、周辺の家屋調査、補償費、汚染度等判明した場合の処分費は別途費用であるとの説明がされており、同委員会においては、1億7630万円から当該別途費用分が増額となることを前提として議論がなされたものと認められる。

イ(ウ) また、近年物価が高騰していることなどの社会的要因による増額については、かかる情勢の変化も予想の範囲内であるし、杭抜き工事の難易度の高さ及び手作業を要することから生じた増額についても、工事箇所によっては困難を伴う部分が後に判明する可能性は否定できず、想定される増額と言える。

イ(エ) 以上のとおり、旧本庁舎の解体工事費の増額は、概算見積額に算入されていなかった部分については当初より別途費用が生じることが説明されており、それ以外の増額についても想定される範囲の合理的なものであると判断できる。

イ(オ) 中庁舎の解体については、「引き続き庁舎の附属施設として使用することが最良である」との旧庁舎あり方検討委員会の答申を受け、活用について検討した結果、利用目的を見いだせなかったこと、中庁舎を独自に利用するために新たな費用が発生すること、旧本庁舎と同時に解体した場合には解体経費の抑制が図られ、また、旧本庁舎の跡地とあわせ一体的かつ有効的な敷地の活用が可能となること、その理由として説明されているところ、このような、慎重な検討の結果、予定に変更が生じたことに伴う支出はやむを得ないものであるし、その理由に不合理な点



も見受けられない。

エ 以上のことから、解体工事費の増額には合理的な理由があり、市議会で説明され、市議会議事録でも公開されているため、請求人の「解体費用の3倍増に関する周知不足」という主張は認められない。

#### (7) 関連工事の見積り不足について

「第4監査の実施 4関係職員の陳述、関係書類の提出 (9) 関連工事の見積り不足について」に記載のとおり、市は、旧本庁舎・中庁舎の跡地整備について令和6年度に計画の策定及び整備設計し、その際には、パブリックコメント等により広く市民からの意見を把握するとしている。設計業務完了後には、予算案を議会に上程し、その際、議会への説明、市民等への情報提供を行っていく、としている。

そもそも、羽島市は、旧庁舎あり方検討委員会の答申を受け、市独自に検証も行った結果、旧本庁舎の保存・利活用は困難であるという結論となったことから解体を決定したのであって、旧本庁舎の跡地利用を目的として解体を決定したのではない。

以上のことから、請求人の「関連工事の見積り不足」という主張には理由がない。

#### (8) 入札に関する疑惑について

請求人は、落札率が高いことを理由に適切に入札が行われなかった、と主張する。

しかし、落札率が高いことから直ちに談合があったことを推認することはできないから、本件入札が談合による不適切な入札であると認定することはできない。

また、「1事実の確認(10) 契約の手続きについて」に記載のとおり、旧本庁舎・中庁舎解体工事の契約手続きは、市の関係例規に基づいて適正に執行されている。

以上のことから、本件入札が不当なものとは認められない。

### 3 結論

以上の判断から、監査対象事項に不当な行為は見当たらない。

よって、請求人の主張には、いずれも理由がないと認められるので、請求を棄却する。